

(最後に置かれた一本のワラ)——の如きものだった。それ故、満洲事変は原因ではない。原因であるよりも多く結果である。云ひ換へれば、満洲事変は日本の中国侵略の出発点ではなく、四半世紀に亙る中国の排日毎日政策の必然の結果であつた、と筆者は結論する。

第二節 四半世紀の累積因

満鉄包囲鉄道の完成

では、満洲事変を生んだ四半世紀の累積因とはいかなるものであつたのか。「四分の一世紀間、満洲に於ける国際政戦は主として鉄道政戦なりき」とリットン報告書も述べてゐる通り、鉄道問題は満洲に於ける日支間の最大争点であつた。それは既に述べた如く、実に日露戦争直後に発生し、幾多の紛争を生起せしめ、しかもそれらが殆ど未解決の儘、満洲事変勃発に至つたのである。

我国は日露戦争で満洲を露国の手中から救ひ出し、この荒蕪の地に鉄道を敷き、産業を興して繁栄の基を築き、かつ関東軍によつて治安を確保したため、満洲には中国内乱の惨禍及ばず、平和な別天地として発展した。中国の戦乱を逃れんとする多くの漢民族が満洲に流入し、その数は毎年百万と云はれた。斯くして辛亥革命当時千八百万だつた満洲の人口は、満洲事変の頃には三千万に達したのである。

また我国が経済開発に努めた結果、満洲の貿易は増加し、大連海関が開かれた一九〇七年の貿易額を一〇〇とすれば、二十年後の一九二七年には、中国本部二六四に対して満洲六五五といふ著しい発展を示した。満洲の発展が

日本の活動によることはリットン報告書も認めるほかなかつた。

満洲の支配者張作霖は、鉄道の重要性と利益の大なることを知るにつれ、自己の手で鉄道を建設し、全満洲の経済的利益を収奪せんと企図するに至つた。

併しながら、我国の資本と技術による鉄道建設をめぐり、工事代金踏倒し、借款不払ひ等、契約違反や背信行為が絶えなかつた。遂に張作霖は東三省交通委員会(昭和三年九月、張学良は東北交通委員会と改称)を設けて満鉄包囲鉄道の建設を計画する迄になり、張作霖・張学良の父子二代に互つて、条約違反の二大併行線を満鉄の東西に着々と敷設、この満鉄包囲鉄道は昭和四年に至つて完成した。斯くして満鉄は次第に衰微自滅へと追込まれて行つたのである。

されば日本側がこの包囲政策を拱手傍観し得なかつたのは当然であつた。

(註)抑も併行線問題は遠く日露戦争以前、ロシアが旅順・大連を租借して東支鉄道の南支線を建設した時に遡る。即ち露支旅大租借条約追加協定第三条(明治三十一年五月)に於て、東支線擁護のため同支線の競争線建設の禁止を支那に約定せしめたのである。日露戦争の結果、我国はこの特権を継承し、更にこれを明確有効にすべく、「日清満洲に関する条約附属取極」(明治三十八年十二月)第三条にて「清国政府は南滿洲鉄道の利益を保護するの目的を以て該鉄道を未だ回収せざる以前に於ては該鉄道附近にこれと併行する幹線または該鉄道の利益を害すべき枝線を敷設せざることを承認す」と約定した(第四章第一節)。これ以後久しきわたつて併行線問題が日支間に頻発することになつた。最初の併行線問題は、一九〇七年支那が英国ボーリング商会の資本を導入して新民屯・法庫門鉄道の建設を計画し、日本がこれを併行線禁止協定違反として強い抗議を提出した時に発生した(第四章第一節)。この争ひは結局一九〇九年(明治四十二年)九月四日、日清間に「清国政府は新民屯法庫門間の鉄道を敷設せんとする場合には予め日本国政府と商議することに同意す」と約定せられ、落着いたのであつた。

商租権の侵害

一九一五年日華条約で確定された日本人の南満洲での土地商租権に対する侵犯については既に述べた（第五章第一節）。南満洲及び東部内蒙古に於ける日本人の土地商租権は、所謂「二十一カ条問題」を結着せしめた一九一五年五月二十五日の日華条約に基づくものであり、従つて条約に根拠を有する正当なる権利として確立された筈のものであつた。

「南満洲及東部内蒙古に関する条約」は第二条に「日本国臣民は満洲に於て各種商業工業上の建物を建設するため、又は農業を経営するため必要な土地を商租することを得」と規定し、更に同条約中の商租の解釈に関する交換公文に於て「第二条の商租の文字には三十カ年までの長き期限付にて、且つ無条件にて更新し得べき租借を含むものと了解」といふ字義の註釈を加へて居るのである（外務省「主要文書」上）。「商租の無条件更新」とは永久に土地を商租し得る権利（事実上土地の買収所有権）を保証したものと云へる。

しかしながら支那側は、日本人が満洲で土地を獲得せんとする願望は、租借、買入れ、或は抵当権によるを問はず、「満洲を買収せんとする」日本の国策の証左なりと解釈し、従つて支那官憲はこぞつて、満洲で土地を入手せんとする日本人の努力を妨害せんと試みたのである。しかもそれは昭和六年九月直前三、四年間、支那の「国権回復運動」が最も激烈を極めた時、その勢ひは益々盛んになつたのであつた（「リットン報告書」）。

土地商租権に関する種類の条約は、その実施上、別段の協定を必要とするものであるが、支那側は未だにその細目協定が成立してゐないのを口実として、条約締結以来十五年にわたつて条約上の責任を履行しないのみか、更に進んで特に日本人の居住営業に対して圧迫を加へるに至つたのである。

即ち支那側は日華条約調印後一カ月を経た一九一五年六月二十四日付大總統令を以て「懲弁国賊条例」なる刑事

特別法規を發布し、日本人に土地を商租した者は「売国罪」として死刑に処すことをきめたのである。

一方では日本との間の条約によつて土地商租権その他を公約しながら、他方に於て締約当事者が条約成文を無効ならしめ、条約を内側から突き崩すが如き禁令を發するなど、凡そ近代文明国家の行為とは考へられぬことであるが、このやうな常軌を逸した無法と不誠実によつて、支那は常に自ら国際紛議の胚芽を培つてきたのである。

また日華条約調印翌年の一九一六年十二月、奉天当局は「担保として使用したる、或は担保の名に於て売却したる地券（土地証明書）は無効なり」との省令を公布し、更に翌年十二月には「担保として地券を使用したる者、或は担保の名目の下に土地を売却したる者は売国犯罪者として取扱ふ」との省令を公布し、この両省令は以後そのまま実施され昭和六年満洲事変當時にまで及んだのである。

更に昭和四年（一九一九年）七月、奉天省政府は「懲治盜売国土暫行条例」を制定して管内各地方官に密令し、外国人に対する土地の抵当租与を嚴禁し、これに違反する者を死刑その他罰金に処すこととし、この法令は過去に遡つてまで適用され、かくては一九一五年日華条約も全然空文に帰し、日本人の南満洲に於ける商租権行使は全く不可能になつた。

表に国際条約を結びながら、裏ではその遵守を妨害すると云ふ背信的な支那の国策あるいは二重外交そのものが、日支商租権紛争の最大原因をなしてきたことは間違ひないと思はれる。

排日教育の徹底

国民党の組織が整ひ、活動力が充実すると共に、排日運動も組織化され、満洲事変前には、政府の革命外交と歩調を合はせて、排日運動も国家的背景をもつた官民一致の行動となり、絶対至上の国是の如きものとして、国民各界各層に深く浸潤して行つたのである。南京の国民政府が主体となつて排日を奨励又は強制する法律を布き、訓令

を發し、學校に於て排日教育を行なひ、軍隊に於て排日宣伝をなし、排日唱歌、排日軍歌を歌はしめ、かくして國民の胸裡に抜き難い排日感情を植付けたのである。斯かる排日教育に於ては、勿論、自國の罪科責任は事実を歪曲してこれを隠し、ただ日本の圧迫を誇大に列挙して無知な兵隊を煽り、純真なる兒童の腦漿を混乱せしめたのであつた。

排日教育を受けた学童が、数年或いは十数年経てば支那を動かす青壮年に成長してゆくのであり、排日教育の与へる害毒には恐るべきものがあつた。

排日記事は地理、歴史、國語、唱歌、公民、社会、常識等あらゆる種類の教科書に散在したのであり、その中心題目は日本帝國主義打倒であつた。

具体的な排日項目としては不平等条約の撤廢、日清戦争の馬関（下関）条約の不当、義和團事件最終議定書に於ける損失、大正四年日支交渉（二十一カ条）の攻撃、琉球・台湾・朝鮮を支那領土と主張、関東州租借地の返還要求、五・三、五・九、五・三〇等を國恥記念日として鼓吹、日本の滿蒙進出反対、領事裁判権の撤廢、関税自主権を力説、内河航行権反対、鉄道・鉱山・紡績等日本の事業上による支那の損害、日貨排斥、國貨使用の提唱などである。

排日教材は「日本民族は生來侵略を好む民族である。……」（新中華歴史課本高級用第四冊）、「九州の南に面して琉球、台湾及び澎湖列島がある。数十年前は皆我國の屬地であつた。九州の西北方にある朝鮮半島も我國から奪ひ去つたものである。……」（高級地理課本第四冊）の如く、日本人を生來の侵略者とし、琉球はおろか朝鮮まで支那の領土と主張し、教育するのであるから、反日感情が熾烈になるのは当然であらう。

日々の生活面に於ては伝單（ピラのこと）を撤き、流言を広め、通行・登下校・買物中の日本人に威嚇暴行を加へ、脅迫する。列車の運行を妨害する等々、日本人居留民の生活万端に互つて有形無形の圧迫を加へたのである。

日支懸案、実に三百件

このやうな排日氣運の結果として、支那兵の毎日行為、鉄道妨害、日支官憲衝突事件も事変前には文字通り枚挙に遑なき程発生した。関東軍參謀部の調査によれば、昭和二年一月から同五年十二月まで発生した滿蒙關係事件は次の通りである（現代史資料11）。

| | |
|------|-------|
| 昭和二年 | 三十一件 |
| 〃三年 | 三十七件 |
| 〃四年 | 七十七件 |
| 〃五年 | 九十五件 |
| 計 | 二百四十件 |

その他、在滿朝鮮人迫害やテロなど、事変発生当時、滿洲をめぐる日支間の懸案は実に三百件を上回つてゐた。滿洲には危険なガスが充滿して居り、どんな小さな火花でも容易に大爆発の原因たり得たのである。斯かる空氣の中、昭和六年初夏、滿洲官憲による在滿朝鮮人農民迫害をめぐつて日支警官が対立するといふ万宝山事件が発生した。事件そのものは過去数年間滿洲に発生した紛争に比して重大なものではなかつたが、誇大な報道が朝鮮で激烈な反支暴動を生み、それが今度は中国で排日を激化せしめ、遂に事変勃発前には解決されなかつた。

実力行使を誘發した中村大尉殺害事件

しかも同じ時期、參謀本部の中村震太郎大尉が中国軍に殺害される事件が発生したが、『リットン報告書』は

「中村事件は他の如何なる事件よりも一層日本人を憤慨せしめ、遂には満洲に関する日支懸案解決のため実力行使を可とするの激論を聞くに至」つたと記してゐる。

參謀本部の中村震太郎大尉は井杉延太郎予備騎兵曹長と共に、白系露人一名、蒙古人一名を連れ、兵要地誌調査のため昭和六年六月九日、東支鉄道・伊爾克特駅より南行、興安嶺に入り南に向つた。同月二十六日、索倫東方に於て屯墾軍第三團長・関玉衡の指揮する支那兵に捕へられ、翌二十七日大尉及び一行は玉衡の手によつて射殺され、死体は証拠湮滅のため焼きすてられた。

この殺害の情報は関玉衡の妾の日本婦人（植松菊子）から日本側（チチハル総領事）へもたらされたのであつた（七月十七日）。一方関東軍も中村ら一行が予定の期日に到着せぬため、七月上旬より捜査を開始したが、同下旬になつて植松菊子とも接触、事件の核心を掴んだ。軍は直ちに奉天軍側と交渉を開始すると共に、威力捜査に出でんとしたが中央部の容認するところとならず（片倉衷「回想の満洲国」）、交渉は軍より外交機関に移された。八月十七日、外交交渉が開始されたが、支那側は、交渉開始後も事件の調査を約束しながら遷延し、事件の真相解明のために誠意ある努力をなさず、のみならず支那側新聞は、さかんに中村大尉殺害事件は無根であるとの報道を掲載した。また王正廷外交部長も中村事件は全く事実無根で、満洲には好んで事を構へる不良ごろつき日本人が多いので、おそらくこの連中が捏造した宣伝であると言明したため、軍関係者はいよいよ態度を硬化させたのであつた。

日本国内の新聞は支那の非道を糾弾し、大連の新聞は中央と政府の無策を難じた。八月下旬の満洲は「事実上交戦直前の状態」（白井勝美「満洲事変」）であつたとも云はれ、正に「山雨至らんとして風楼に満つる」（片倉前掲書）の緊迫した空気がつた。最後の解決の時期が近づきつつあつたのである。

事態の重大化を認識した榮臻參謀長が中村大尉殺害の事実を全面的に承認したのは、漸く九月十八日午後三時に至つてからであつた。支那側が殺害の事実を認めたことで、交渉は次の段階に移らんとしたが、時すでに遅く、この日の夜、柳条溝事件の勃発をみたのである。

第三節 事變の経過概要

スチムソンの不承認主義

柳条溝事件の直後、中国は事件を國際連盟に提訴した。その数日後、我国は事變に関する声明を發し、日本が満洲で何ら領土的欲望のないこと、日本の希望は、日本人が正当な権利に基づいて平和裡に満洲で居住營業できるところであると述べた。日本が満洲で領土的欲望を有しない、と云つたのは嘘ではない。その後我国は、満洲を軍事力で併合できたにも拘らず、これを併合せず、独立国とした事実を考へてみればよい。

九月三十日、連盟理事会は日本軍の速かなる付属地内への撤退を決議したのに対して、幣原外相は、付属地へ撤兵するには日支平常關係回復のための大綱を協定する必要があるとして、五項目協定案を十月十四日ブリアン議長に通告したが、ブリアンは反対の意志表示を行なつた。

（註）日本提案の五項目とは

- （一） 侵略的政策又は行動をせぬ旨の相互宣言。
- （二） 敵愾心煽動を抑へるため一切の手段をとる旨の相互約束。
- （三） 日本は満洲を含む支那の領土保全を尊重する意思を再確認する。
- （四） 支那は満洲に於ける日本人の居住旅行、平和的事業の保護を約束する。
- （五） 破壊的競争を防止し、満洲に於ける鉄道に関する日支間の現存条約を実施する協定を結ぶ。